

医療における子ども憲章

【子どもの皆さんへ】

この“憲章”は、みなさんが平等に、そして当たり前にもっていて、実現することを求めることができるもの（権利）について知っていただくために日本小児科学会が作成したものです。平塚市民病院はこれに基づき、みなさんが病気になった時にも、自分を大切にして、楽しく過ごすことができるようにお手伝いしていきます。

平塚市民病院 病院長

【条文】

(人として大切にされ、自分らしく生きる権利)

1 あなたは、病気や障害、年齢に関係なく、人として大切にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。

(子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考慮してもらう権利)

2 あなたは、医療の場であなたに関係することが決められるとき、すべてにおいて、周囲の大人にそれが「あなたにとって最も良いことか」を第一に考慮してもらえる権利を持っています。

(安全・安心な環境で生活する権利)

3 あなたはいつでも自分らしく健やかでいられるように、安全・安心な環境で生活できるよう支えられる権利を持っています。もし、あなたが病気になったときには、安全・安心な場で、できるだけ不安がないようなやり方で医療やケア(心や身体の健康のために必要なお世話)を受けられます。

(病院などで親や大切な人と一緒にいる権利)

4 あなたは、医療を受けるとき、お父さん、お母さんまたはそれに代わる人とできる限り一緒にいることができます。

(必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利)

5 あなたは、自分の健康を守るためのすべての情報について、あなたにわかりやすい方法で、説明を受ける権利を持っています。そして、あなた自身の方法で、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利を持っていて、できるだけその気持ち・希望・意見の通りにできるように努力してもらえます。

(希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利)

6 あなたの気持ち・希望・意見の通りにすることができない場合は、なぜそうなったのか、その理由などについて分かりやすい説明を受け、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。

(差別されず、心や身体を傷つけられない権利)

7 あなたは、病気や障害、その他あらゆる面において差別されることなく、あなたの心や身体を傷つけるあらゆる行為から守られます。

(自分のことを勝手にだれかに言われない権利)

8 あなたの身体や病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活をすることを守るために、あなたの身体や病気、障害に関することが他の人に伝わらないように守られます。また、だれかがあなたの身体や病気、障害のことを他の人に伝える必要がある時には、その理由とともに伝えてもよいかをあなたに確認をします。

(病気の時も遊んだり勉強したりする権利)

9 あなたは、病気や障害の有無に関らず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などに合った遊ぶ権利と学ぶ権利を持っており、あなたらしく生活することができます。

(訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利)

10 あなたは、必要な訓練を受け、技術を身につけたスタッフによって医療やケア(配慮や気配り、世話など)を受ける権利を持っています。

(今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利)

11 あなたは継続的な医療やケア(配慮や気配り、世話など)を受けることができます。また日々の生活の中でさまざまな立場の大人に支えてもらう権利を持っています。